会社法改正

機関設計と株主総会スケジュールを中心として

日　時：平成 18 年 6 月 1 日（木）
19：00～21：00

北海道税理士会釧路支部
税理士　北　山　幸　徳

1. 新会社法（商法の大改正　昭和 25 年以来）
   旧商法第 2 編、旧有限会社法、旧商法特例法を 1 本化し現代語へ
   平成 17 年 6 月 29 日に新会社法成立。平成 18 年 5 月 1 日施行。

新会社法で 979 条+整備法で 119 条（有限会社等の経過措置）

2. 今回の商法改正の背景等

平成 9 年から度重なる商法の改正で矛盾が生じてきたための整理
会社法施行後～株式会社、合同会社、合資会社、合名会社
規制から規律へ（定款自治へ）
債権者保護だけだはなく少数株主保護も

3. 有限会社はどうなるのか？

旧有限会社～資本金 300 万以上、商号、決算公告の免除、取締役の任期制限なし

新会社法施行後～新規の有限会社の設立は認められない。

会社法施行後の既存の有限会社は特例有限会社として存続（但し法形式上は株式会社）
整備法（2 条,3 条）により現行の有限会社に認められ会社法で認められない制度の維持。

有限会社が経過措置のままで継続するか株式会社への組織変更をするかが課題
組織変更も施行前か試行後かによって手続きが異なる。（施行後は商号変更）

（株式会社へ移行する場合）

商号の変更（整備法 45 条 1 項）～商号中に株式会社を使用。
定款の変更は整備法 46 条の登記によって効力が生じる。（整備法 45 条 2 項）
特例有限会社の解散の登記及び商号変更後の株式会社設立の登記（整備法 46 条）

4. 新会社法の最低資本金制度は？

（1）旧有限会社 300 万円，株式会社 1,000 万円（平成 2 年改正）
但し例外として中小企業挑戦支援法に基づく、いわゆる「1 円会社」
旧商法では設立から 5 年以内に増資をしなければならない。

新会社法では資本金の下限を設けない。＝1 円会社でもＯＫである。

商法の基本理念である「債権者保護」の後退ではないか？
商法本来の役割は債権者保護（負債の部）と株主（資本の部）の相反する利益の調整

ただ、資本金の多さがキャッシュのおおさではないし、最低資本金制度（現行）が新規の創業の阻害要因になっている。
このことから、最低資本金制度を撤廃して新規創業による経済の活性化への期待。
　債権者保護は資本の充実ではなく剰余金の分配規制やデイスクロージャー制度の充実による確保。

（2）決算公告
　情報開示＝決算公告の義務（旧商法 166 条）官報または日刊新聞で
　　公告を怠ったときは（旧 498 条で）100 万円以下の過料
　決算公告をしていない場合には減資・会社分割・合併・法定準備金の減少できない。（旧商法施行規則 198 条）

　決算広告は新会社法でも計算書類の公告義務（会社法 440 条）
　定款で定めがない場合は官報、定款の定めで電子公告も可能（会社法 939 条）
　罰則規定旧商法同様に公告を怠った時には 100 万円以下の過料（会社法 976 条）

（3）減資
　最低資本金の撤廃は既存の会社にも適用されることから 0 円まで減資が可能
　このことは、資本金の金額に殆ど意味がなくなる。

　減資の手続き～原則株主総会の特別決議と債権者保護手続きが必要。（現行商法も）
　　但し、定時株主総会で欠損填補の場合の減資で分配可能な剰余金がない場合には普通決議。

　また、税法にも影響があるのではないか？
　例として交際費の損金算入限度額計算、事業税の外形標準課税、閉鎖会社の株価

の評価。（額面株はすでに廃止であるが）

今後、今迄殆ど出てこなかった資本取引関係の仕訳と税務上の判断が重要になるのではないか？

5. 会社設立時での変更点

（1） 設立関係

現行と同様　A）発起設立～発起人がすべて株式を引き受ける

B）募集設立～発起人が一部、他に株主を募集。

（2） 払込関係

現行で両設立とも金融機関で払込金の保管証明書の発行が必要

新会社法では募集設立は現行通りである（会社法 64 条）が発起設立は残高証明等の方法。（明文規定はない。）

（3） 設立時の定款記載事項（会社法 27 条）

A)旧商法～会社の設立に際して発行する株式の総数

新会社法～株式会社の設立に際して出資すべき額

この改正は発行価額がわからないと会社の実態が不明である（額面株はない）。資本金の下限の撤廃を考慮。

その他として

1. 目的　2.商号　3.本店所在地　4.発起人の氏名又は名称及び住所。

（4） 現物出資又は財産引受（検査役不要の場合）

旧商法～設立時資本金の５分の 1 を超えずかつ 500 万円を超えない場合に限り検査役を要しない。

新会社法～定款に記載され 500 万円を超えない場合検査役不要。（会社法 33 条 10 項）

但し設立時・設立後問わず税理士又は税理士法人等が現物出資又は財産引受の価額が相当であることの証明した場合も検査役不要（旧商法 173②三）
（会社法 33 条 10 項 3 号）

（5） デットエクィティースワップ

会社に対する金銭債権の現物出資のことをいう～今後一層普及するであろう

当該金銭債権の履行期が到来していて債権額以下（帳簿価額以下）の現物出資については検査役及び税理士等の証明も不要（会社法 284 条 9 項 5 号）
債権の存在を証明する書面が必要。（金銭消費貸借書等）～登記の添付書類

6. 機関設計

（1） 必須機関

現行～株主総会、取締役、取締役会、監査役（大会社以外の株式譲渡制限会社）

新会社法～株主総会、取締役（　同　　上　）

（2） 任意機関としての取締役会を設置した場合（会社法 327 条 2 項）

監査役（監査役会）、会計参与（大会社以外の株式譲渡制限会社に限る）又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。
＝基本的には現行制度の踏襲
＝大会社以外の株式譲渡制限会社では会計参与を設置することで監査役の設置不要。

（3） 取締役会を設置しない場合（会社法 326 条 2 項、327 条 1 項）

株式譲渡制限会社であれば可能である。
監査役又は会計参与は任意に設置可能。

（4） 株式譲渡制限会社以外の株式会社（会社法 327 条 1 項、326 条 1 項）
取締役会の設置は義務。
逆にいうと中小の株式譲渡制限会社であれば株主総会と取締役という機関設が可能。

（5） 株式譲渡制限会社のまとめ

（a） 取締役会の設置が任意（会社法 327 条）

（b） 取締役会を設置しない場合＝取締役 1 人でも可能（現行では 3 人以上）（会社法 326 条）

（c） 監査役の設置が任意（会社法 326 条）

（d） 大会社以外の株式譲渡制限会社で監査役の設置の場合
定款でその権限を会計監査権限に限定することができる。（会社法 389 条）
（現行商法特例法では小会社は会計監査のみ。）

（e） 業務監査権限のない監査役設置で取締役会設置の場合（会社法 371 条）
株主が取締役会議事録の閲覧請求権、取締役会招集請求権を持つため
少数株主対策が必要である。

（f） 取締役・監査役の任期（会社法 332 条、336 条）
原則はそれぞれ 2 年・4 年（旧商法と同じ）であるが最長 10 年まで
延長可能。

（g） 株主総会の招集通知は原則会日より一週間前（旧商法では二週間前）までに発すれば足りる。（取締役会設置以外の会社では定款でさらに短縮可能）（会社法 299 条）

（h） 取締役会設置会社以外では定時株主総会招集通知書への計算書類及び監査報告書の添付はいらない。（会社法 437 条）
（現行は定時株主総会の招集通知には計算書類及び監査報告書の添付が必要。但し、小会社は監査報告書不要）

（６）機関としての取締役・取締役会

（a）取締役の資格＝株式譲渡制限会社では定款をもって取締役の資格を株主に限定できる。（旧商法では禁止）（会社法 331 条 2 項）

（b）取締役の解任手続＝当該取締役が累積投票によって選任された場合を除き株主総会の普通決議。（旧商法では特別決議）
（会社法 341 条）

（c）取締役の権限＝原則として、各取締役が会社の業務執行・代表権をゆうする。（旧商法では取締役会が業務執行の意思決定、代表取締役が会社の業務執行を行い、代表権を有する。）
（会社法 348 条、349 条）
例外として現行法と同様の機関設計も可能。
取締役会を設置しない株式譲渡制限会社で取締役が複数いる場合の業務執行の意思決定は原則取締役の過半数。

（d）補欠取締役＝定款の定めがなくても補欠取締役を予選することができる効力は選任後最初に到来する定時株主総会。（会社法 329 条 2 項）

（e）取締役会の書面決議

決議事項に各取締役が同意し、業務監査権限が有する監査役が設置されていて監査役が特に意見を述べることがない場合に可能。（旧商法ではできない。）（会社法 370 条）

但し、代表取締役等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会は実際の開催。

（f）内部統制システムの決定・開示（362 条 4 項 6 号）

内部統制システムの構築の基本方針については、取締役会が設置された株式会社においては取締役会の専決事項として決議の内容を営業報告書の記載事項。（中小会社は任意）

（７）機関としての監査役

監査役は原則として業務監査権限及び会計監査権限を持つ。（会社法 381 条）

但し、大会社以外の株式譲渡制限会社はその権限を監査権限に定款で限定できる。（会社法 389 条）

この場合株主の権限等が拡充＝裁判所の許可を得ることなく取締役会の議事録の閲覧。（旧商法では裁判所の許可）（会社法 371 条 2 項）

取締役会の招集請求及び出席し意見を述べる権利。（旧商法監査役にみとめられている）（会社法 367 条）

（８）新たな機関としての会計参与

会計参与は取締役・監査役と同様会社法では役員として規定されている。（会社法 329 条 1 項等）

（ａ）会計参与の資格＝税理士（税理士法人を含む）又は公認会計士（監査法人を含む）でなければならない。（会社法 333 条）

（ｂ）兼任の禁止＝当該株式会社または子会社の取締役、執行役、監査役、

又は支配人その他の使用人を兼ねることはできない。
会計参与と会計監査人は併存可能。（会社法 333 条 3 項）

（ｃ）選任方法等＝株主総会で選任し、その任期・報酬等については取締役と同様である。（会社法 379 条）

（ｄ）会計参与の職務

①計算書類の作成～取締役・執行役と共同して計算書類を作成。

②株主総会における説明義務～計算書類に関して株主が求めた事項について説明義務。

③計算書類の保存～当該会社とは別に計算書類を５年間保存。

④計算書類の開示～株主と株式会社の債権者は会計参与に対していつで計算書類の閲覧の請求。

⑤その他～計算書類の作成等に必要な権限を有する。

（e）会計参与の機能

①取締役・執行役による計算書類の虚偽記載や改ざんを抑止し計算書類の記載の正確性を高め、中小企業の資金需要にこたえる。

②専門家が計算書類の作成に関与することにより取締役・執行役の労力が軽減（計算書類の作成、株主への説明等）され、経営に専念できる。

③中小企業におけるコンプライアンスの充実への期待。

（f）会計参与の責任～会社に対する責任に関しては故意や重大な過失がない場合にはその報酬の２年分まで責任が免除できる。
なお、債権者等の第三者に対する責任については故意又は重大な過失がなければ責任を負わないが故意または重大な過失がある場合には責任の制限はない。
　また、株式会社に対する責任は株主代表訴訟の対象とする。（会社法 423 条、425 条、429 条）

（g）会計参与の登記～会計参与を設置した旨、会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の保管場所を登記。（会社法 911 条 3 項 16 号）

7. 計算書類等の作成（会社法 435 条）

（1）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）は定時株主総会の承認を受けなければならない。（会社法 438 条 2 項）

（2）定時株主総会での現行の利益処分案の承認の規定はない。（株主配当は議題の一つとして提案する。）

（3）役員賞与についても役員報酬と同様に株主総会の決議によって定める。（会社法 361 条）

さらに、会計処理の見直し（費用処理の 1 本化）。

（4）また、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。（会社法 435 条 2 項）

（5）臨時計算書類も作成することができる。（会社法 441 条）

8. 小会社定時株主総会のスケジュール関係

（1）旧商法とは異なり計算書類等の取締役会承認の前に監査役設置会社ではまず監査役の監査をうけなければならない。（会社法 436 条 1 項）

（2）取締役会設置会社は監査役の監査をうけた計算書類等を取締役会で承認しなければならない。（会社法 436 条 3 項）

（3）取締役会設置会社においては定時株主総会の招集通知に際して株主に対して（2）で承認を受けた計算書類及び事業報告、監査報告（監査役設置会社）を提供しなければならない。（会社法 437 条）

（4）定時株主総会で計算書類の承認を受けなければならない。（会社法 438 条 2 項）

（5）取締役は事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。
（会社法 438 条 3 項）

（6）利益処分については定時株主総会の承認事項ではない。

（7）定時株主総会終了後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。
（会社法 440 条 1 項）

9. 剰余金の分配

剰余金の定義（会社法 446 条）

剰余金についてのその他の処分の規定（会社法 452 条）

剰余金の配当は株主総会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。
（会社法 454 条 1 項）定時株主総会だけではない。
（1） 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
（2） 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
（3） 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日。

定款で定めれば 1 事業年度 1 回だけ取締役会決議で剰余金の配当（金銭のみ）が可能（会社法 454 条 5 項）

剰余金の配当をする場合には剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金（以下準備金）として計上しなければならない。（会社法 445 条 4 項） 税務上・・別表 5（1）は複雑になるのでは？

配当ができない場合（会社法 458 条）・・・純資産額が 300 万円を下る場合は配当できない。

配当制限（会社法 461 条）・・・分配可能額規制（自社株の買取等のある場合等）

10. 定款等のみなし規定
（1） 監査役の権限の範囲に関する経過措置（旧小会社）（整備法 53 条）
監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨（会社法 389 条）の定めがあるとみなす。

（2） 新株式会社（委員会設置会社を除く）の定款には取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるとみなす。（整備法 76 条 2 項）

（3） 株式譲渡制限会社では発行する株式について譲渡による当該株式の取得について当該新株式会社の承認を要する旨の定めがあるとみなす。（整備法 76 条 3 項）

11. 自己株式の取得関係
（4） 自己株式取得手続き
（A） 株主総会の普通決議で有償取得する株式の種類、総数、総額と 1 年を超えない範囲内の取得期間を決議して取締役（取締役会）に授権できる。（現行は定時株主総会の特別決議）（会社法 155 条 1 項 3 号、156 条、157 条）

（B）株主総会の決議で譲渡人となる株主を定めることができる。

この場合には他の株主は自己を譲渡人となる株主に加える請求ができる。この場合の株主総会の決議は譲渡人以外の株主による特別決議。（会社法 160 条、309 条 2 項 2 号）

（C）株主総会の決議後取締役（取締役会）は取得する株式の種類、一株当たりの取得価格、取得請求期間、総数又は価額の総額を定めるときはその内容を決定して株主全員に対して通知又は公告をする。（会社法 157 条、158 条）

（D）株主は取得請求期間内に取得を請求する株式の種類及び数を会社に通知する。会社は請求した株主の株式を取得する。（会社法 159 条）

＊ 特定の場合の自己株式の取得の手続き～合併、会社分割、相続（会社法 174 条以下）により取得した者から自己株式の取得等。